【国民生活事業】［新型コロナ関連］生活衛生改善貸付に関するＱ＆Ａ

（令和６年１月 29 日現在）

Ｑ　新型コロナ関連の生活衛生改善貸付の内容を教えてください。また、申込したいのですが、どうしたらよいですか。

Ａ　ご融資制度の内容は、こちらをご覧ください。

今後のお申込手続きは、ご加入の生活衛生同業組合、もしくは都道府県生活衛生営業指導センターにご相談ください。

Ｑ　令和２年４月７日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、新型コロナ関連の生活衛生改善貸付が拡充されたと聞きました。内容を教えてください。

Ａ　新型コロナウイルスの影響による売上減少に加え、既存の借入にかかるご返済が重荷となっている事業者の方の負担を軽減するため、これまで低減利率（特別利率Ｆ－0.5%）の対象外であった既存融資のお借換部分にも当初３年間の低減利率が適用できるようになりました。

また、既存融資のお借換部分を含めて、当初３年間に適用される低減利率の限度額「1,000 万円」まで低減利率を適用することができます。

Ｑ　日本公庫の既存融資を借換えるだけの利用は可能ですか。

Ａ　お借換日までの利息等は必要ですが、基本的には可能です（注）。

（注）借換は、新たな融資により既存融資を完済させることであり、既存融資残高の一部のみの借換はお取扱いできません。

Ｑ　ご利用いただける方の中に「最近１ヵ月間の売上高または過去６ヵ月（最近１ヵ月を含みます。）の平均売上高が前６年のいずれかの年の同期と比較して５％以上減少している方」とありますが、前６年の全ての同期は、店舗の建替期間中であり売上が発生しなかったため、最近１ヵ月間の売上高および過去６ヵ月（最近１ヵ月を含みます。）の平均売上高と前６年の全ての同期の売上高とを比較しても５％以上減少していません。現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているのですが、このような場合は、新型コロナ関連の生活衛生改善貸付は利用できないのでしょうか。

Ａ　前６年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近１ヵ月間の売上高または過去６ヵ月（最近１ヵ月を含みます。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できますので、お申込やご面談の際にご相談ください。